

# 法人版事業承継税制 (株式等納税猶予制度)の Q & A



ノナコンサルティング  
NONA CONSULTING

令和5年12月18日現在

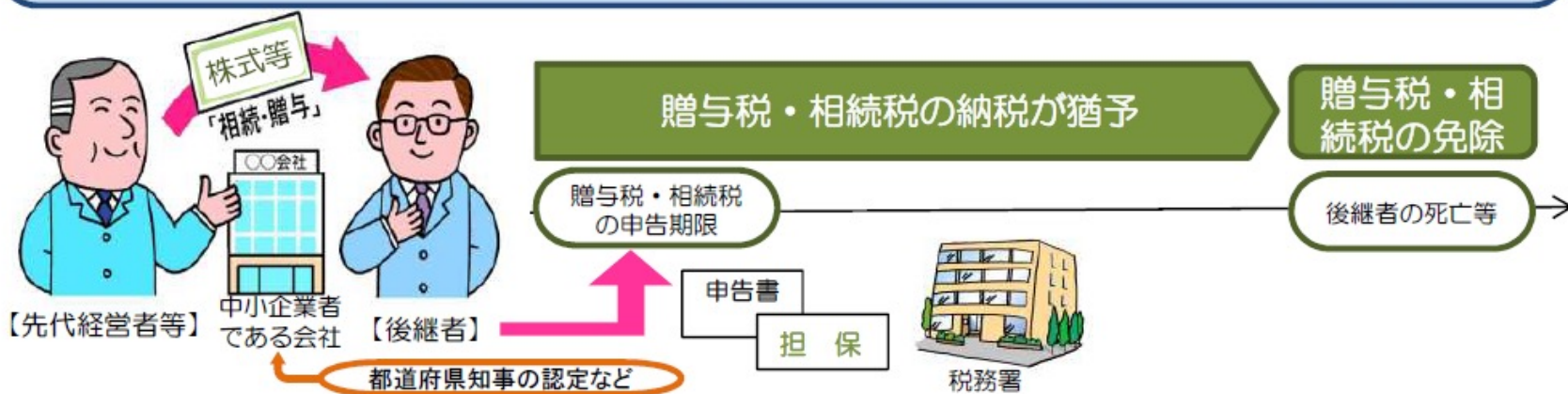
# 問1 法人版事業承継税制とはどのようなものでしょうか？

答

法人版事業承継税制とは、「非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度」のことを指します。下図のとおり、事業承継のために経営者が保有する株式等を後継者に承継させる際に生じる税金を全額猶予し、免除する制度です。

この制度を適用するためには、「贈与者・被相続人（経営者）」の要件、「後継者の要件」、「会社の要件」を満たす必要があります。

- 法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。



## 問2 平成30年度税制改正での改正内容を教えてください。

答

平成21年からスタートしている事業承継税制ですが、平成30年度税制改正において、「特例措置」が設けられ、要件が大幅に緩和され、利用しやすくなりました。ただし、「特例措置」の適用が可能な株式の承継は「令和9年12月31日までの相続・贈与」までとなります。

また、「特例措置」の前提条件として、「特例承継計画」の提出が求められます。この提出期限は「令和6年3月31日」まで※です。この計画提出がない場合には、令和9年12月末までの承継でも「特例措置」の適用ができないため、注意が必要です。

※令和6年度税制改正で提出期限が2年延長される見込みです。

	特例措置	一般措置
<div data-bbox="87 767 529 847" style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 5px;">                     主な改正ポイント                 </div>	事前の計画策定 ※1 6年以内の特例承継計画の提出※ [ 2018年4月1日から 2024年3月31日まで ]	不要
<div data-bbox="87 887 529 978" style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px;">                     経営者の有する株式は                      100%猶予・免除されます。                 </div>	適用期限 10年以内の贈与・相続等 [ 2018年1月1日から 2027年12月31日まで ]	なし
<div data-bbox="87 1034 529 1206" style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px;">                     経営者以外の株主からの承継による株式等も対象です。                      また、後継者は最大3名まで対象となります。                 </div>	対象株数 全株式	総株式数の最大3分の2まで
	納税猶予割合 100%	贈与：100% 相続：80%
<div data-bbox="87 1238 529 1345" style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px;">                     承継後5年後の雇用維持要件が                      実質撤廃されています。                 </div>	承継パターン 複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
	雇用確保要件 弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
	経営環境変化に対応した免除 あり	なし
	相続時精算課税の適用 ※2 60歳以上の者から18歳以上の者への贈与	60歳以上の者から18歳以上の推定相続人・孫への贈与

# 問3 特例措置の前提条件である「特例承継計画」の内容について教えてください。

答

「特例承継計画」とは、A4サイズ4ページ程度の書面です。当該書面の提出は、「認定経営革新等支援機関」による所見が必要となります。顧問税理士でも登録されていない場合がありますので、**提出の際には所見記載可能な税理士がいるかどうか事前に確認**をしてください。**提出期限を過ぎますと「特例措置」の適用はできません**ので、お早目のお手続きをおすすめいたします。

(特例承継計画の参考URL：[https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei\\_enkatsu\\_tokurei\\_yoshiki.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_tokurei_yoshiki.htm))

2年間の延長見込み（令和6年度税制改正大綱より）

## 【提出について】

■ **2024（令和6）年3月31日までに**計画書を提出し、都道府県知事の「確認」を受ける必要があります。

■ 計画書の提出には「**経営革新等支援機関**」による所見が必要となります。

■ （相続・贈与に係る）認定申請前に未提出の場合には、認定申請と同時に提出することも可能です。  
 ※計画の提出期限前に限る。  
 ※認定申請後の計画書提出は不可。

■ 計画に**重大な変更※**がある場合には、変更後の計画について認定支援機関の指導・助言を受けたうえで、変更申請を行います。  
 ※重大な変更…後継者、後継者の人数、大幅な事業計画の変更など

■ 特例承継計画を提出した場合でも、特例制度期間内に贈与・相続がなかったとしてもペナルティはありません。



## 問4 経営者及び後継者の要件について教えてください。

答

経営者（被相続人・贈与者）の要件は、「経営者本人（第一種）」及び「経営者以外の株主（第二種）」に分かれています。また、後継者は最大3名までとなっており、それぞれの後継者が要件を充たす必要があります。概要は下図の通りです。

### 被相続人・贈与者要件

#### 【先代経営者（第一種）】

1. 代表者経験あり
2. 同族内で過半かつ筆頭株主
3. 初めて制度適用を受ける

#### 【先代経営者以外（第二種）】

1. 先代経営者の後に行う
2. 初めて制度適用を受ける

#### （贈与の場合の共通要件）

1. 贈与前に代表者退任
2. 一括して贈与する



複数OK

3名まで  
OK

### 相続人・受贈者要件

#### 【後継者】

1. 特例後継者
2. 代表者就任（就任中含む）
3. 同族内で過半かつ筆頭株主
4. 成年以上
5. 役員実績あり
6. 黄金株は後継者が保有
7. 申告期限まで株式継続保有

## 問5 会社の要件について教えてください。

答

会社の要件の概要は下図の通りです。なお、適用を受けようとする会社のほか、その一族が有するグループ会社（特定特別関係会社）についても、同様の要件を求める場合がありますので、注意が必要です。



中小企業者  
である会社

都道府県知事の  
認定など

- ✓ 中小企業基本法上の中小企業者である
  - ☞ 株式会社・特例有限会社等が対象（医療法人等は対象外）
  - ☞ 中小企業者の特定特別関係会社も当該要件を求められます。

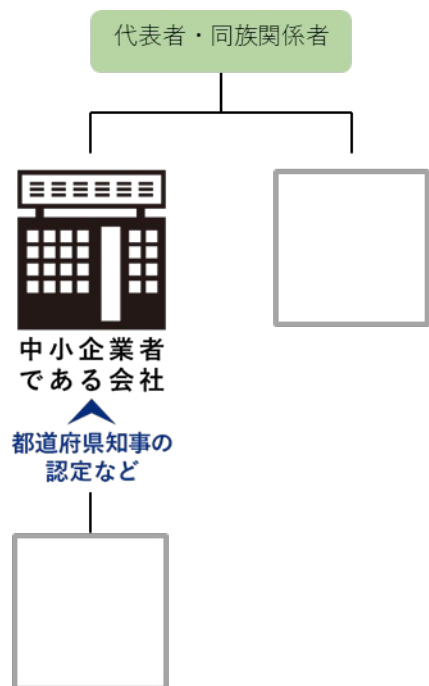
中小企業者とは、業種に応じた次の要件を充たす会社のことです。

業種目	資本金	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下

- ✓ 常時使用従業員数が1名以上
  - ☞ 親族は可能
  - ☞ 役員(使用人兼務役員は除く)は不可
  - ☞ 原則的には社会保険被保険者(75歳以上は2か月以上の雇用契約者)
  - ※特別関係会社に外国会社がある場合には5名以上
- ✓ 総収入金額が0円超(損益計算書の売上高、ただし営業外収益・特別利益は除く)
- ✓ 上場会社等でない(特定特別関係会社も当該要件が求められます。)
- ✓ 風俗営業会社でない(特定特別関係会社も当該要件が求められます。)
  - ☞ パチンコ・ゲームセンター・バー・キャバレー等は適用可能です。
- ✓ 資産管理会社(資産保有型会社・資産運用型会社)でない
  - ☞ 事業実態要件に該当する場合は除く。

## 問5 会社の要件について教えてください。

(参考) グループ会社 (特別関係会社・特定特別関係会社) の範囲



会社とその代表者(先代経営者・後継者)と当該代表者の同族関係者が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社(株式会社、合同会社、合資会社、合名会社)及び外国会社(会社法第2条第2号に規定する外国会社)です。

また、特定特別関係会社とは、特別関係会社のうち、その特別関係会社の議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたものです。つまり、「会社」と「その代表者」と「当該代表者と生計を一にする親族」が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社です。

(特定) 特別関係会社の対象と同族関係者 (C～G) の範囲

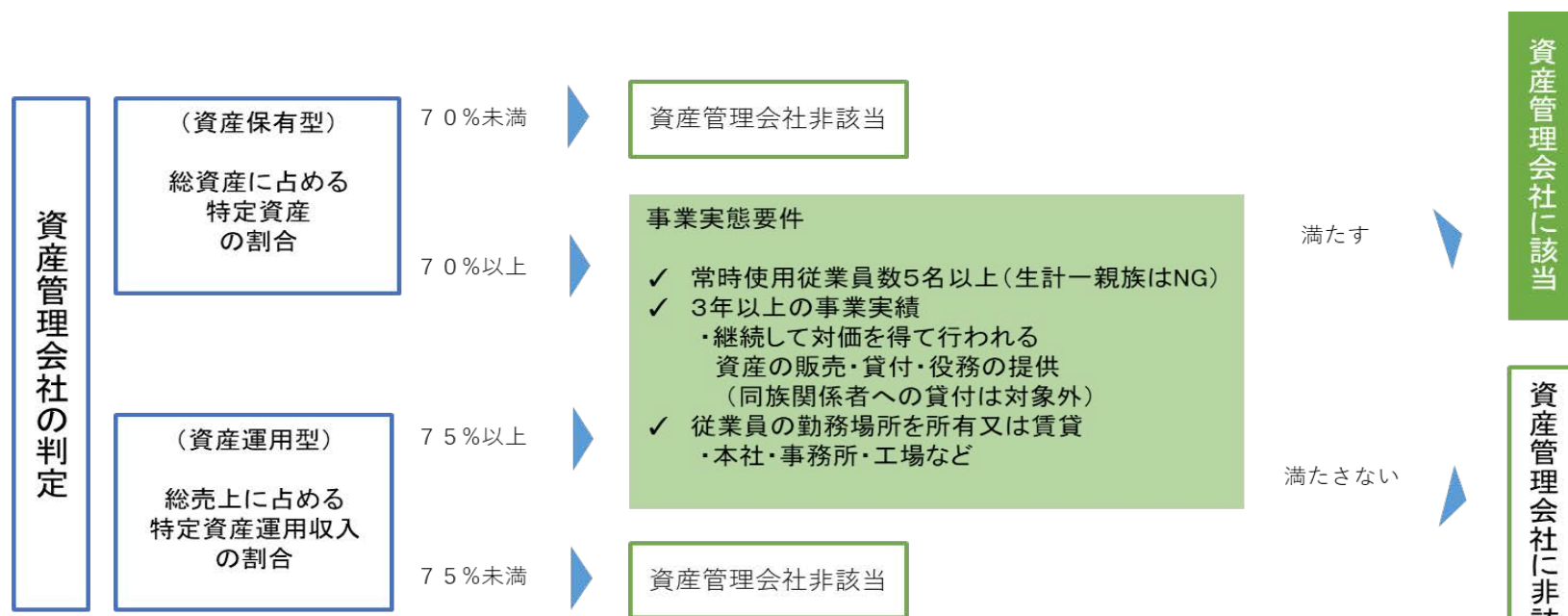
特定特別・特別関係会社の対象範囲		特別関係 (特別子) 会社	特定特別関係 (特別子) 会社
個人	A 認定会社	○	○
	B 代表者	○	○
	C 代表者の親族※	○代表者の親族	○代表者と生計を一にする親族
	D 代表者の内縁者等	○	○
会社	E A～Dに掲げる者が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社	○	○
	F A～Eに掲げる者が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社	○	○
	G A～Fに掲げる者が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社	○	○

※ 代表者の配偶者・6親等内の血族・3親等内の姻族

# 問6 いわゆる資産管理会社は事業承継税制の適用外とききました。 どうしてでしょうか？

答

事業承継税制の適用を受けたい会社が資産管理会社（資産保有型会社・資産運用型会社）である場合には、その適用を受けることができません。これは個人財産を法人に移転（株式会社化）することにより、意図的に事業承継税制を利用することを防ぐためです。しかし、その会社が過去から事業を行っていることが明らかな場合（事業実態要件を充たす場合）には、資産管理会社に該当していたとしても事業承継税制の適用を受けることができます。



特定資産とは・・・

- ・国債、地方債、有価証券（資産管理会社非該当の特別関係会社株式は除きます。）
- ・自社利用でない不動産
- ・ゴルフ会員権、リゾート会員権等
- ・書画骨董、貴金属、宝石等
- ・現金・預貯金、代表者その他同族関係者への貸付金 など



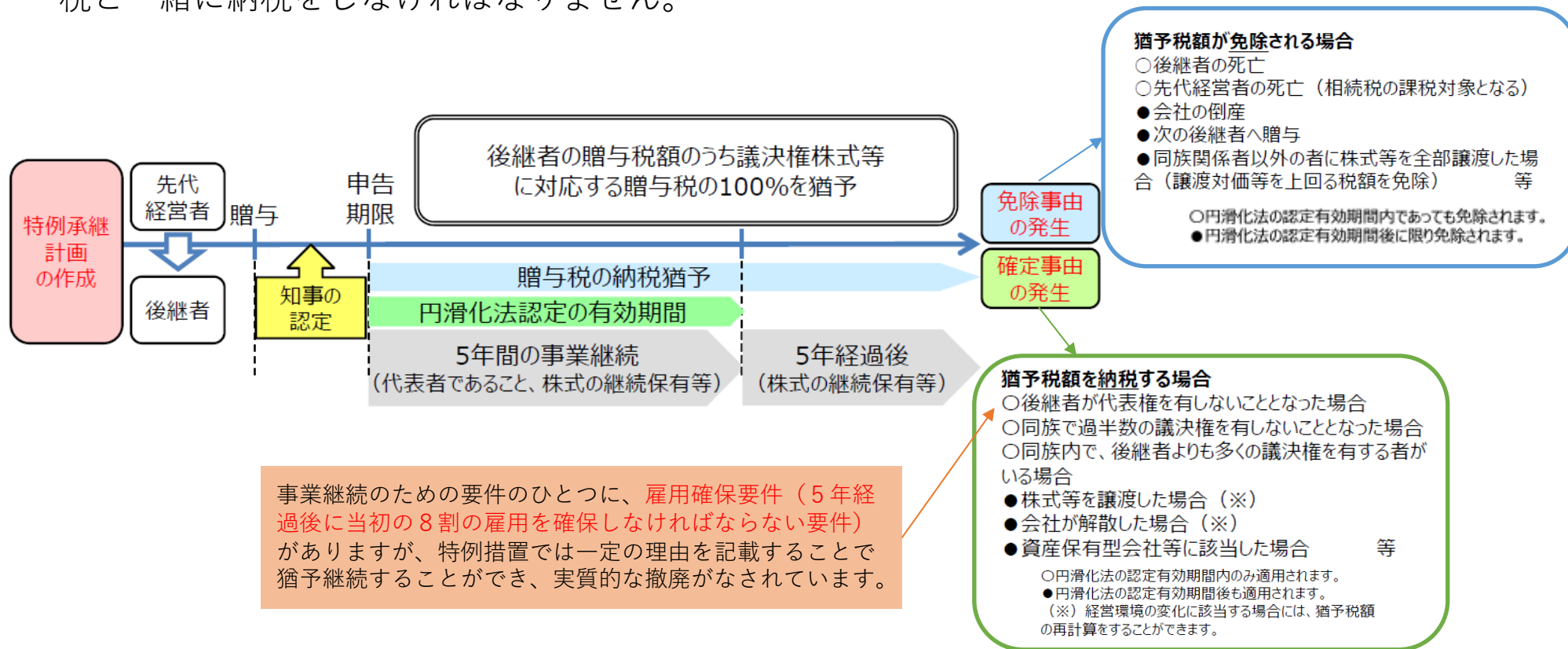
# 問7 事業承継税制(贈与の場合)の流れを教えてください。

答

下図の通りとなります。原則として、事業承継税制の認定・申告後5年間は後継者は事業を継続し、5年経過後は株式の継続保有を維持することで納税猶予が継続されます。

後継者が死亡、又は、次の世代へ事業承継税制の適用を受ける贈与を実施した場合、後継者に猶予されていた贈与税は免除されます。なお、贈与者が死亡した場合も贈与税は免除されますが、相続税の納税猶予に切り替える手続きが必要です(問8参照)。

逆に事業継続しない・株式の継続保有しない等の場合には、納税猶予が取り消され、利子税と一緒に納税をしなければなりません。

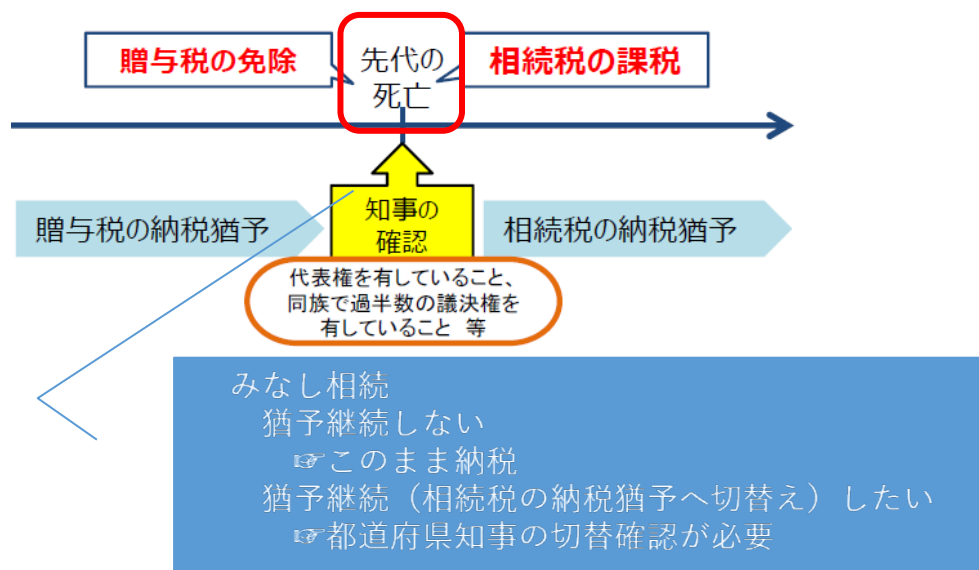


## 問8 事業承継税制(贈与)適用後、贈与者が死亡した場合の取扱いが特殊であるとききました。具体的に教えてください。

答

贈与者が死亡した場合には、贈与税は免除されます。しかし、贈与者の相続時において、事業承継税制の適用を受けた株式等は、**相続税の対象として持ち戻し計算の対象**となります。その後、当該株式等にかかる相続税について、**改めて納税猶予を継続するか（都道府県知事による切替確認による継続）、継続せず相続税を納めるかを選択**することができます。

一般的な贈与（暦年課税贈与）では、贈与後一定期間を過ぎると相続財産から除外されますが、事業承継税制に係る株式等については、この対象外です。



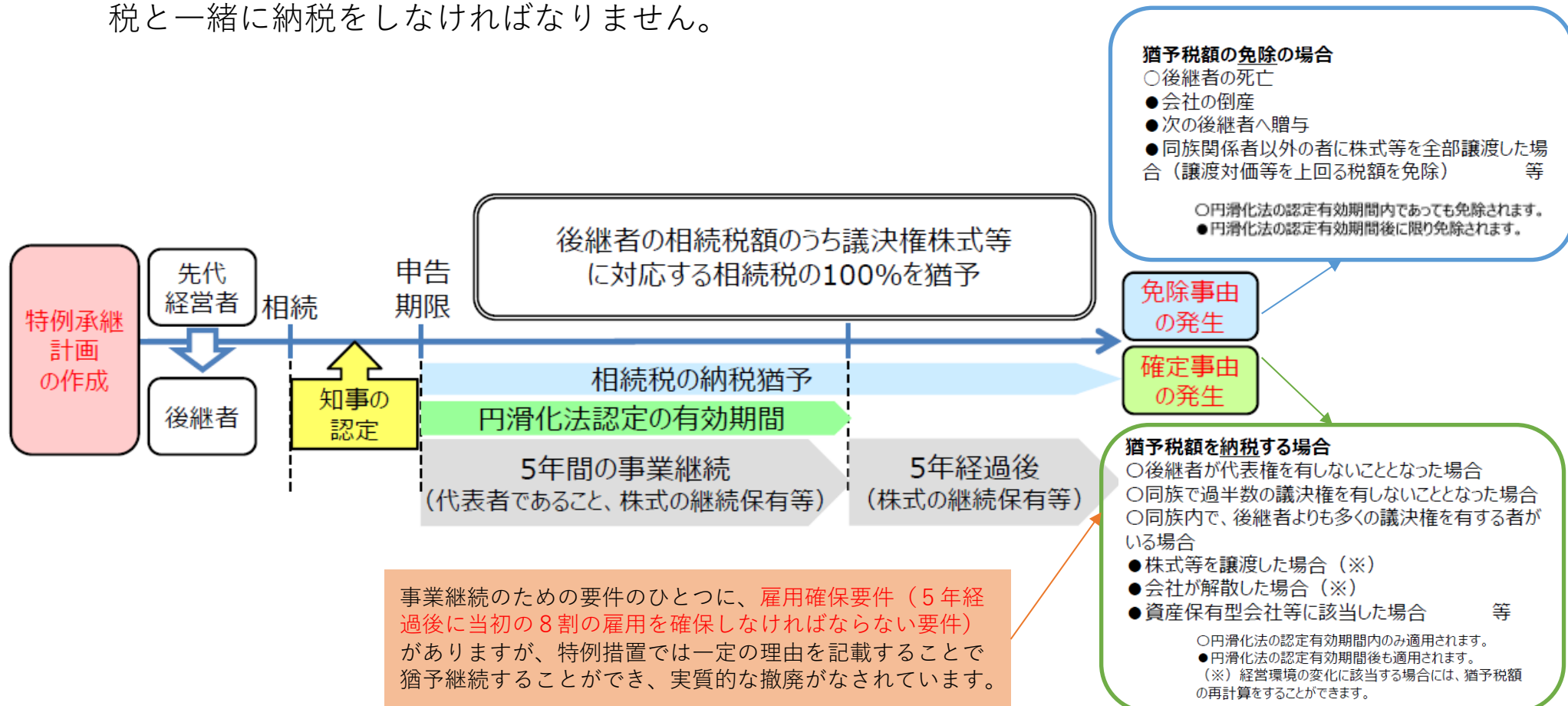
# 問9 事業承継税制(相続の場合)の流れを教えてください。

答

下図の通りとなります。事業承継税制の認定・申告後5年間は後継者は事業を継続し、5年経過後は株式の継続保有を維持することで納税猶予が継続されます。

後継者が死亡、又は、次の世代へ事業承継税制の適用を受ける贈与を実施した場合、後継者に猶予されていた相続税は免除されます。

逆に事業継続しない・株式の継続保有しない等の場合には、納税猶予が取り消され、利子税と一緒に納税をしなければなりません。



# 問10 事業承継税制の手続き・スケジュールを教えてください。

答

下図の通りとなります。なお、都道府県知事に対して「年次報告書」、税務署長に対して「継続届出書」を一定期間提出しなければなりません。提出がない場合には、原則として納税猶予の取消がなされるため、税理士との綿密な連携が必要です。

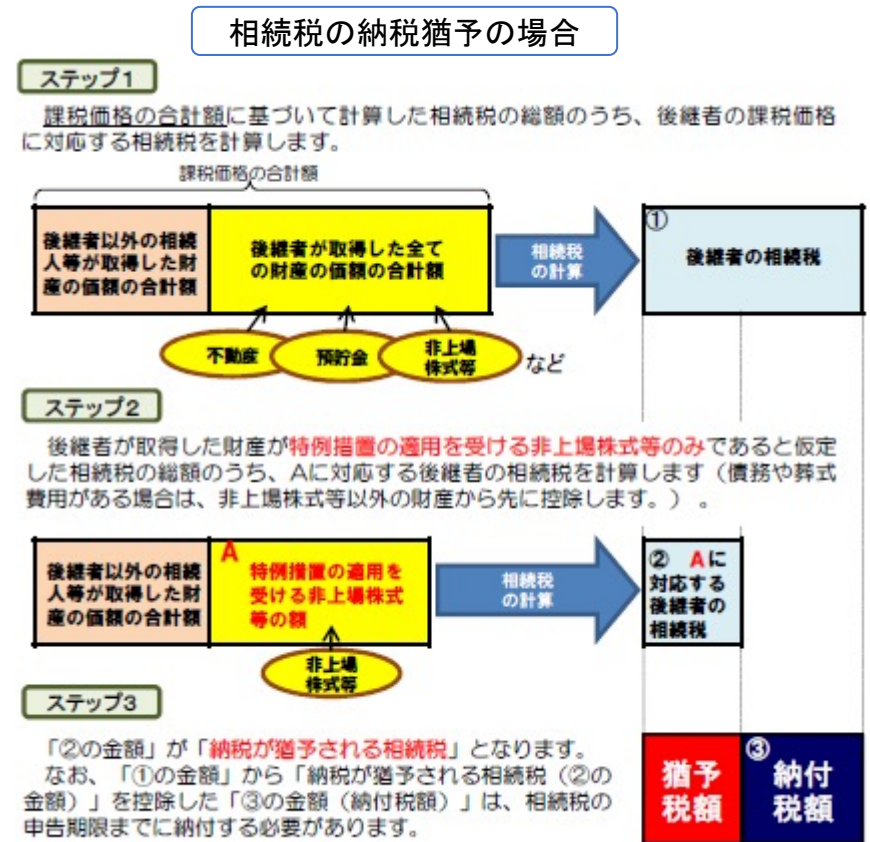
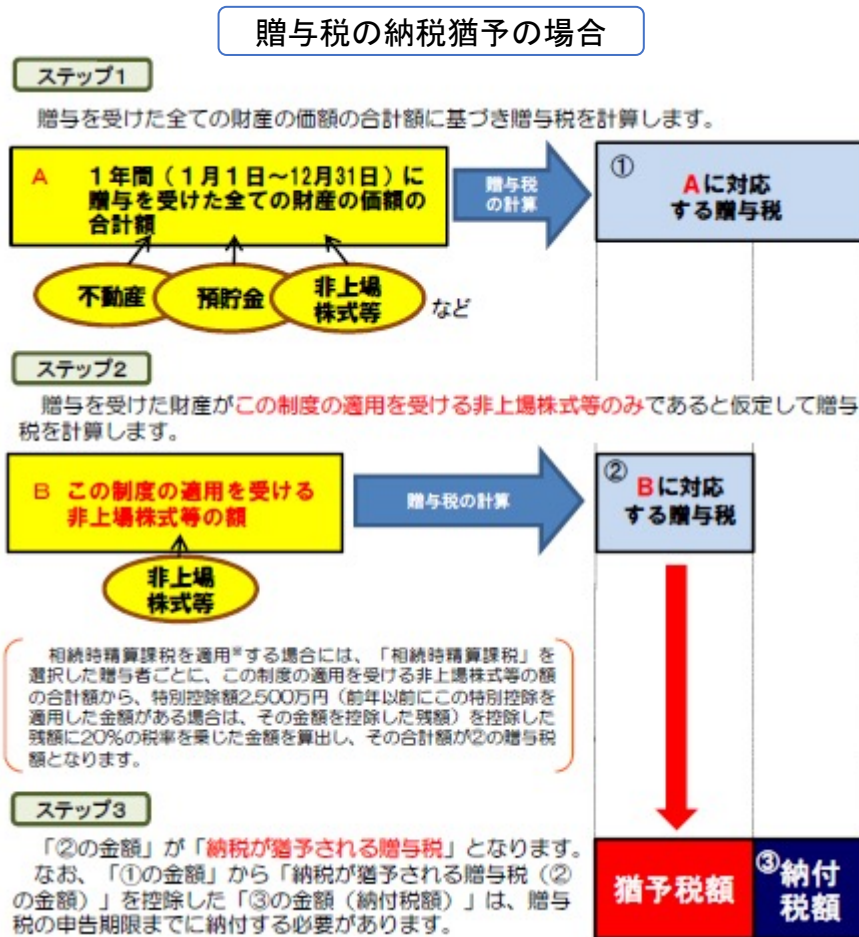




# 問11 納税猶予額の計算方法を教えてください。

答

下図の通りとなります。贈与税に関しては、選択する計算方法により税額が変わりますので詳細は税理士にお問い合わせいただくことをおすすめいたします。



# 問12 事業承継税制の適用を検討しているが、貴社の取り組み状況を教えてください。

答

通常の法人税・所得税と比較して、事業承継税制を含めた資産税分野は、臨時的かつ特殊性の高い業務であるため、専門的な知識（税法・民法・会社法）が必要となります。

当グループでは、当初より資産税・事業承継分野に特化、研究をすすめており、事業承継税制は20事例以上、その他事業承継分野においても多くの経験を有しております。

【当グループ代表のプロフィール】

<p><b>柿沼 慶一</b> Yoshikazu Kakinuma 税理士／1級ファイナンシャル・プランニング技能士</p> <p>ノナコンサルティング合同会社 代表社員 柿沼慶一税理士事務所 代表 一般社団法人承継計画研究所 代表理事</p>	<h3>【専門分野】</h3> <p>相続及び事業承継に関する税務・会計コンサルティング業務</p> <h3>【経歴】</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>2002年 法政大学経営学部経営学科卒業(出身:埼玉県加須市)、都内会計事務所を経て、</li><li>2011年 税理士登録</li><li>2011年 辻・本郷税理士法人 事業承継法人部 部長</li><li>2018年 税理士法人チェスター 相続・事業承継コンサルティング部(創設)部長 「年間相談対応100件/年」</li><li>2022年 ノナコンサルティング合同会社／柿沼慶一税理士事務所 設立</li><li>同 一般社団法人承継計画研究所 代表理事就任 現在に至る</li></ul> <p>メガバンク・地銀案件に係る事業承継、資本政策、相続税等のコンサルティング業務に従事。そのお客様は上場企業オーナーから、中堅・中小企業オーナーまで幅広い。また、コンサルティング会社における業務監査、税務相談顧問、事業承継セミナー講師にも従事</p> <h3>【書籍、講演実績】</h3> <p>書籍・雑誌</p> <ul style="list-style-type: none"><li>『改正生前贈与課税と求められるタックスプランニング(月間税理4月臨時増刊号)』2023年 株式会社ぎょうせい</li><li>『精選Q&amp;A相続税・贈与税全書 相続対策・税務調査編』2022年 税理士法人チェスター</li><li>『オーナー社長の悩みを解決！ 事業承継成功の秘訣52』執筆協力 2021年 税理士法人チェスター</li><li>『事業承継の安心手引 平成29年度版』2017年 株式会社アールシップ</li></ul> <p>セミナー・研修会講演(講演多数、下記は最近のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>2023年1月 『令和5年度税制改正大綱「相続・事業承継・資産承継に関するポイント徹底解説」(株式会社東京アプレイザル)』</li><li>2022年12月 『『事業承継』ここが勘所 ～基礎から応用まで～』(東海税理士会蔵株支部)</li><li>2022年11月 『「今」知らない損をする中小企業オーナーのための相続・事業承継対策』(東京法人会連合会)</li><li>2022年6月 『分散株式対策の税務・法務と実務の進め方』(株式会社ビスアップ)</li><li>2021年8月 『法人版事業承継税制(特別措置)適用に向けての実務上のポイント(その1その2)』(東京税理士会オンライン研修)</li></ul>
---	---

## 問13 顧問税理士がいるので、相談しにくいです。

答

現在の税務実務は、分野が幅広いうえに難易度も深化しており、専門分野ごとの業務が主流になっております。このため、当グループでお手伝いする事業承継業務の60%が顧問税理士からのご紹介や顧問税理士との連携による協業です。顧問税理士の先生が携わる業務については一切触れず、当グループから貴社へ営業することはございません。ご安心ください。

### 弊社の強み

『相続・事業承継専門の税務・会計コンサルティングが主たる業務』

- ・ 相続・事業承継専門職での事案は過去年間100件を超える(相続・事業承継業務経験年数:10年以上)
- ・ 相続・事業事案で生じる問題について包括的な対応  
(ニーズに応じて提携弁護士／司法書士／不動産・保険・証券コンサルティング会社等への紹介可能)

「企業、そして、一族の輝かしい未来を紡ぐための最高のサービスを」

### 業務内容

専門分野である相続及び事業承継を中心として、お客様のニーズをとらえた下記のサービスを行っております。

- ・ 各種コンサルティング業務[相続／事業承継／資本政策／資産承継]
- ・ 事業承継事案に関する専門家向け相談対応業務(セカンドオピニオン)

## 問14 事業承継税制へのサポート体制・費用を教えてください。

答

事業承継問題は、会社・一族の状況により対応方法が異なるため、詳細なヒアリングのうえ、オーダーメイドによる提案・実行となります。

サポート体制は大きくは下記のとおりに分かれておりますが、会社・顧問税理士とご相談のうえ、支援体制を決定いたします。

柔軟な支援体制を構築するため、定型的な料金表はあえて作成せず、事前お見積り制とさせていただきます。

### 1 事業承継税制フルサポート

- ・事業承継税制の適用可否判定及び対応方法の提案・実行
- ・特例承継計画の策定及び提出
- ・事業承継税制認定申請並びに申告及び担保提供手続き(株価算定含む)
- ・事業承継税制適用後のアフターサポート(年次報告及び継続届出)  
※原則として5年間、ご希望に応じて永続的にサポート

### 2 事業承継税制作成支援業務

- ・事業承継税制認定申請書・申告書付表・担保提供関係書類の作成
- ・年次報告書及び継続届出書の作成

### 3 事業承継税制アドバイザー業務

- ・事業承継税制に関する相談業務、税務面でのアドバイス



## 問16 貴社に相談したいのですが。

答

下記の弊社お問い合わせフォームより、お問い合わせください（記載自由）。  
当グループより、ご返信いたします。

お問い合わせはこちらのリンクから

<https://nona.jp/contact>

弊社ホームページ（ノナコンサルティンググループ）

<https://nona.jp/>